

(別表1)

## 事業継続力強化支援計画

## 事業継続力強化支援事業の目標

## ① 現状

## 1) 地域の災害等リスク

(地震)

大阪狭山市において、プレート型及び断層型で最も被害が大きいことが想定される地震は次の通りである。

## (1) 南海トラフにおける地震

学者の間では100～200年の周期を持って発生することが推定されており、2050年頃までには再来が確実視されているため、一層の震災対策が望まれる。

## (2) 上町断層帯 (B) における地震

活断層による内陸型地震であり、平均活動間隔は8,000年程度の周期をもって発生するものと推定されているが、過去の活動が不明確であるため、近い将来に発生しないとはいえない。国内の主な活断層の中では高いグループに属する。

## 【想定される被害】

想定地震		南海トラフ巨大地震	上町断層帯 (B)
地震の規模 (マグニチュード)	9.0～9.1	7.5～7.8	
	最大震度6弱	震度4～7	
建物被害	全壊棟数	130棟	2,580棟
	半壊棟数	1,368棟	2,986棟
焼失被害	出火件数	1件	2件
人的被害	死者数	4人	20人
	負傷者数	197人	685人
	避難所生活者数	1,408人	4,890人
ライフライン 被害	上下水道管	40,039人 (70.7%)	41,000人 (70.7%)
	ガス	—	16,000戸 (100%)
	電気	12,254軒	7,936軒 (30.2%)
	固定電話	6,994回線	10,314回線 (13.5%)

## 【参考資料：大阪狭山市地域防災計画】

<http://www.city.osakasayama.osaka.jp/sosiki/bousaibouhan/bosai/shiryo/1442562155486.html>

#### (洪水)

当市の特徴として市内には狭山池を中心に大小さまざまなため池が点在しており、市域面積に占める水面面積の比率が特に高いことがあげられる。(約 7 %)

また、狭山池に至る西除川、狭山池より大阪市に至る西除川・東除川において、河川の近くの低い土地での浸水が予想される。

平成 27 年の水防法改正により、考えられる最大降雨による洪水浸水想定区域が示されている。

「2020 年保存版 大阪狭山市の各ハザードマップ」「防災マップ」には最大降雨を予想した洪水浸水想定区域、マンホールや側溝があふれる内水による浸水が予想される区域が示されている。

#### 【参考資料：2020 年保存版 大阪狭山市防災マップ】

<http://www.city.osakasayama.osaka.jp/anzen/bosai/1468455800791.html>

#### 【参考資料：2020 年保存版 大阪狭山市内水ハザードマップ】

<http://www.city.osakasayama.osaka.jp/sosiki/suidokyoku/gesuidogurupu/gesuidounotorikumi/1590135223209.html>

#### 【参考資料：2020 年保存版 大阪狭山市ため池ハザードマップ】

<http://www.city.osakasayama.osaka.jp/sosiki/suidokyoku/tisuitaisaku/1560493350462.html>

#### (土砂災害)

市内には、地すべりの危険性があるとされる箇所が 3 箇所あるが、うち 1 箇所は、地すべり等防止法第 3 条に基づき、地すべりによる災害を防止するため、国土交通大臣が指定した地すべり防止区域である。

「2020 年版 大阪狭山市防災マップ」には指定されている土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が示されている。

#### 【参考資料：2020 年版 大阪狭山市防災マップ】

<http://www.city.osakasayama.osaka.jp/anzen/bosai/1468455800791.html>

#### (感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、病原性が高い新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症が発生した場合、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

#### 【参考資料：大阪狭山市新型インフルエンザ等対策行動計画】

<http://www.city.osakasayama.osaka.jp/ikkwebBrowse/material/files/group/15/20140331-125039.pdf>

## 2) 商工業者の状況

大阪狭山市内の商工業者数・中小企業者数・小規模事業者数(者)

商工業者数	中小企業者数	小規模事業者数
1, 343	1, 342	1, 177

※中小企業庁「中小企業・小規模事業者の数(2016年6月時点)」

- 3) これまでの取組
- <大阪狭山市の取組>
- ・強靭化地域計画の策定
  - ・地域防災計画の策定
  - ・国民保護計画の策定
  - ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
  - ・危機管理ガイドラインの策定
  - ・防災訓練の実施、自主防災組織への支援
  - ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- <大阪狭山市商工会の取組>
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
  - ・事業者BCP策定セミナーの開催
  - ・大阪府商工会連合会等と連携した事業継続計画(BCP)策定支援
  - ・被災者への救助物資、復旧資材の確保の協力に関すること
  - ・地域防災活動への協力等

② 課題

- ・現状では、自然災害等による緊急時の取組について、大阪狭山市と大阪狭山市商工会との具体的な連携や協力体制、危機管理マニュアルが整備されていない。
- ・大阪狭山市商工会においては、事業継続力強化について、具体的な助言、提案を行うだけの知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

③ 目標

◎実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：延べ5,000事業者

令和4年度：1,000事業者  
令和5年度：1,000事業者  
令和6年度：1,000事業者  
令和7年度：1,000事業者  
令和8年度：1,000事業者

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、大阪狭山市商工会と大阪狭山市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④ その他

- ・大阪狭山市商工会の事業継続計画の有無：無

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

⑤ 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

⑥ 事業継続力強化支援事業の内容

大阪狭山市商工会と大阪狭山市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### 1) 事前の対策

本計画について、大阪狭山市地域防災計画及び新型インフルエンザ等対策マニュアル等との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようする。

#### a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回、窓口経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害や新型ウイルス感染症等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### b) 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援

- ・大阪府が提供する簡易版BCP様式による策定支援
- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・大阪府商工会連合会や連携する損害保険会社の協力を得て、同会(同社)が提供する事業継続計画(BCP)策定支援

#### c) 地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握

- ・窓口相談や巡回相談時、セミナー開催時など様々な機会を捉えて、管内事業者の事業者BCP策定、取組状況を確認する。

#### d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・大規模な自然災害が発生したと仮定し、大阪狭山市商工会と大阪狭山市の連絡ルートの確認等を行う。(その他の訓練は必要に応じて実施する。)

#### e) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・令和5年度末までに事業継続計画を策定する事を目標とする。

f) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ大阪府商工会連合会や損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の開催。

g) フォローアップ

大阪狭山市商工担当部局、防災担当部局、健康部局と大阪狭山市商工会とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を必要に応じて設ける。

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に大阪狭山市商工会職員の安否報告を行う。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を大阪狭山市と大阪狭山市商工会で共有する。)
- ・新型ウイルス感染症の国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、国・府・大阪狭山市の方針に基づき大阪狭山市商工会による感染症対策を行う。

b) 応急対策の方針決定

- ・大阪狭山市と大阪狭山市商工会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する 等。

- ・職員全員が被災するなどにより、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害状況の目安は、以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

c) 次項「発生時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により大阪狭山市商工会と大阪狭山市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
それ以降	地区内中小企業の被害状況に応じ 必要に応じて共有する

- ・大阪狭山市で取りまとめた「大阪狭山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

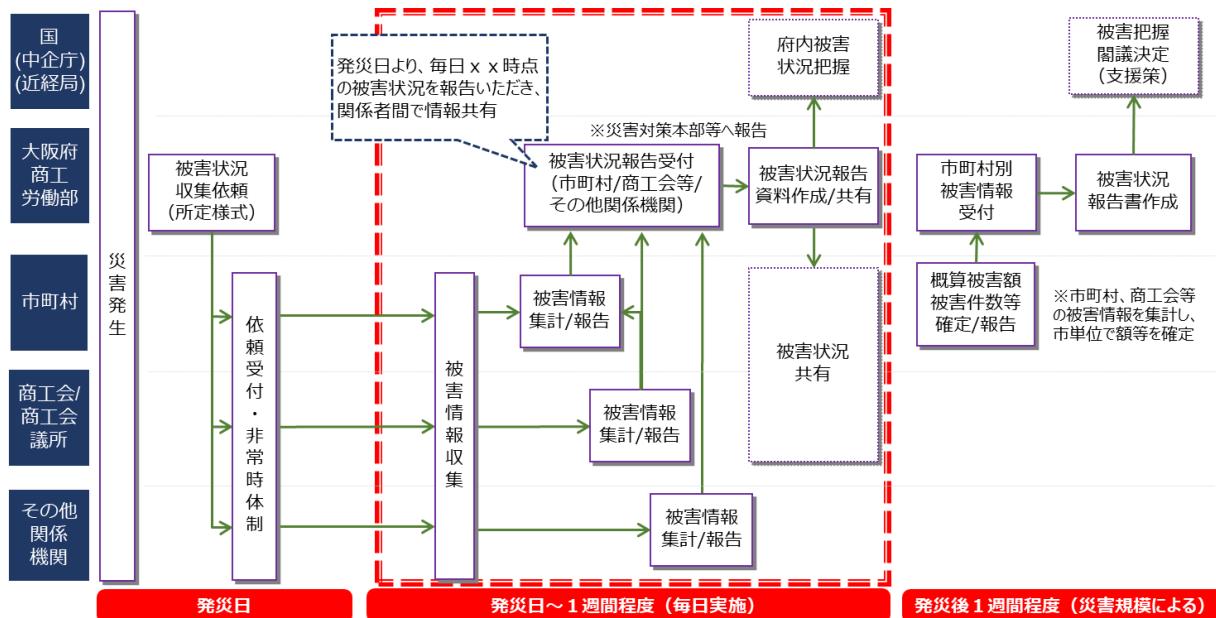
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・大阪狭山市商工会と大阪狭山市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・大阪狭山市商工会と大阪狭山市が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて大阪狭山市商工会と大阪狭山市より大阪府へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、共有した情報を大阪府の指定する方法にて大阪狭山市商工会又は大阪狭山市より大阪府へ報告する。

## 被害状況報告フロー

### ■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を隨時報告  
(1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。)



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、大阪狭山市と大阪狭山市商工会で相談・決定する  
(大阪狭山市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、大阪狭山市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。
- ・大阪狭山市商工会は、日本政策金融公庫や地域金融機関などと連携し、地区内小規模事業者に必要と思われる金融支援を実施する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

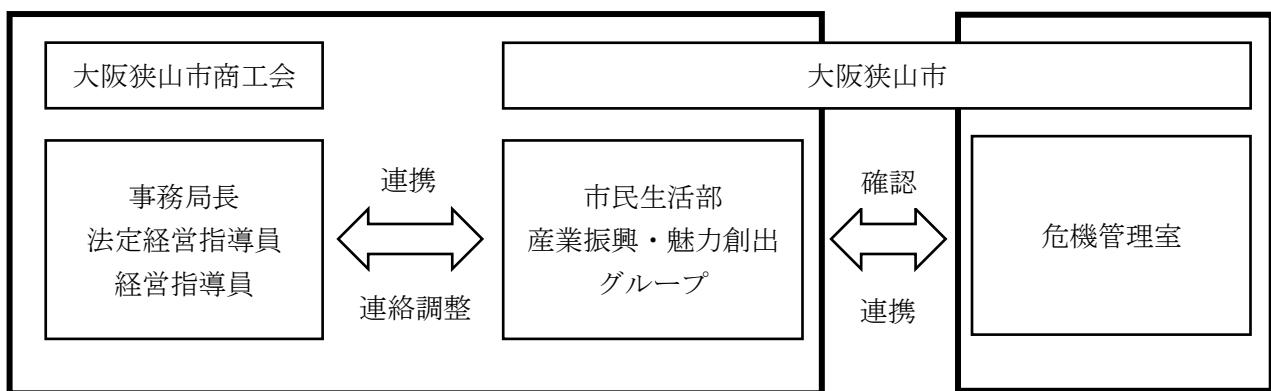
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

- ⑦ 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- ⑧ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

○当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 濱尾 哲也（連絡先は⑨参照）

○当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- ⑨ 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

○商工会／商工会議所

大阪狭山市商工会

〒589-0021 大阪狭山市今熊1-5 40-3

TEL： 072-365-3194 / FAX： 072-366-8584

E-mail： oscsocai@silver.ocn.ne.jp

○関係市町村

大阪狭山市市民生活部産業振興・魅力創出グループ

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

TEL： 072-366-0011(代表) / FAX： 072-367-1254

E-mail： sangyou@city.osakasayama.osaka.jp

大阪狭山市危機管理室

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

TEL： 072-366-0011(代表) / FAX： 072-367-1254

E-mail： kikikanri@city.osakasayama.osaka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【大阪狭山市商工会】

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑩必要な資金の額	200	200	200	200	200
・専門家謝金	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	10	10	10	10	10
・パンフ、チラシ作製費	30	30	30	30	30
・防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、大阪府補助金、大阪狭山市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【大阪狭山市】

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑩必要な資金の額	0	0	0	0	0
・専門家謝金	0	0	0	0	0
・セミナー開催費	0	0	0	0	0
・パンフ、チラシ作製費	0	0	0	0	0
・防災、感染症対策費	0	0	0	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>イ. 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>
<p>・大阪府商工会連合会 会長 早川 巍 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階 TEL:06-6947-4340 / FAX:06-6947-4343 Eメール: shokoren@osaka-sci.or.jp</p>
<p>・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 大阪南支店 南大阪支社 支社長 葛原 克重 〒596-0057 大阪府岸和田市筋海町6-10 第2渡辺ビル3階 TEL:072-431-4780 / FAX:072-431-4781</p>
<p>ロ. 連携して実施する事業の内容</p>
<p>・BCP普及啓発及びセミナーの開催 事業者に対して広報媒体によるBCP普及啓発、BCP策定セミナーの開催を通じた事業継続計画(BCP)策定の重要性を理解出来るよう周知し、意識の向上を図る。</p> <p>・事業継続計画(BCP)策定支援事業 自然災害、新型ウイルス感染症等のBCP対策について、簡易版BCPツールを活用した計画策定支援の実施、大阪府商工会連合会や損害保険会社のBCP策定支援の実施により、域内企業の危機管理意識の向上並びに体制を構築する。</p>
<p>ハ. 連携して事業を実施する者の役割</p>
<p>・大阪狭山市商工会が主催する「BCP策定セミナー(仮称)」への講師派遣及び個社支援 BCP策定に関する専門的知識を有し、大阪狭山市商工会でのセミナーにおいても、BCPに関心のある小規模事業者に策定へのアプローチをかけることが可能となる。また、BCP策定支援のアドバイスや、適宜、個社支援により発展した支援も可能となる。</p>
<p>ニ. 連携体制図等</p>
<p>・大阪府商工会連合会</p> <pre>graph TD; A((大阪府商工会連合会)) &lt;--&gt; B((大阪狭山市商工会 大阪狭山市)); A --&gt; C((小規模事業者)); B --&gt; C;</pre> <p>セミナー講師派遣依頼 個社支援専門家派遣依頼</p> <p>策定アドバイス</p> <p>セミナー開催 BCP策定支援</p> <p>セミナー講師派遣 個社支援専門家派遣</p>

・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

